

湯浅町告示第58号

湯浅町空き家改修事業補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から適用する。

令和7年4月1日

湯浅町長 上山 章善

湯浅町空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の有効活用の促進及び移住定住による地域の活性化を図るため、町外からの移住者の居住用に空き家を活用しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、個人が所有する居住を目的とした家屋（家屋に附属する建物工作物及びこれらの敷地を含む。）であつて、使用されていないことが常態であるもの（近く使用されなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 空き家所有者 空き家に係る所有権その他権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。ただし、不動産業又はこれに類する業を営む個人を除く。
- (3) 移住者 湯浅町外から補助対象空き家に住民票を移す予定の者（申請日前から1年以内に補助対象空き家に住民票を移した者を含む。）であり、申請年度の4月1日において65歳未満の者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、次の要件を全て満たす空き家とする。

- (1) 町内に所在し、空き家所有者が売却又は賃貸を行う権利を有する居住を目的とした住宅で、居住されていない状態（予定を含む。）のもの
- (2) 築20年以上経過したもの（建築した年度の翌年度を1年目とし、

20年目の4月1日以降)

(3) 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項)に所在しないもの

(4) 共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 空き家所有者と物件の売買又は賃貸借契約を締結した移住者

(2) 移住者と物件の売買又は賃貸借契約を締結した空き家所有者

2 前項の規定にかかわらず、3親等内の親族と売買又は賃貸借契約を締結した者は、補助対象者とししない。

(補助対象事業及び補助金の額)

第5条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する者が、空き家に定住する上で必要となる空き家の改修事業であり、別表第1に定める事業とする。

2 補助金の額は、補助事業ごとに補助金交付の対象経費の実支出額に別表第1に定める補助率を乗じ得た額と同表に定める限度額のうちいずれか低い方の額(千円未満の端数金額がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額)とする。

3 補助事業の実施において、和歌山県空き家改修補助金(以下「県補助金」という。)を活用する場合は、県補助金の補助対象限度額を超える経費のみ補助対象経費として計上可能とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に、湯浅町空き家改修事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請にあたり、移住者が賃貸借契約する場合は、同意書(様式第3号)によりあらかじめ、空き家所有者から補助事業に係る同意を得なければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、湯浅町空き家改修事業補助金交付決定通知書(様式第4号)に

より申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 申請者は、次の各号のいずれにも該当する者でないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) その他町長が適当でないとする者

2 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の変更（補助事業の達成に支障をきたすことなく、かつ、補助事業の効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその内容を証する書類を町長に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助金額の確定のために行う現地調査等又は補助金に係る予算執行の適正化のために必要に応じて行う立入検査の実施について、必要な協力を行うこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、及びこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の趣旨に従って使用し、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業年度及び補助事業完了後5年を経過する前に補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (8) 町長の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を返納させることがあること。
- (9) 補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年以上、当該補助事業の目的に従って、改修した空き家を活用すること。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(変更等申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、前条第2項第1号及び第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合は、湯浅町空き家改修事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を湯浅町空き家改修事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 湯浅町空き家改修事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に添付する書類は、別表第3に掲げるものとし、申請年度の3月31日までに、交付決定者は実績報告書を町長に提出しなければならない。

(額確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは湯浅町空き家改修事業補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた場合は、湯浅町空き家改修事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付決定者から、前項の規定に基づく請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1 補助事業（第5条関係）

補助事業及び条件	補助率（限度額）
空き家の一般的な改修・リフォームをする事業であり、下記の条件を全て満たしていること。 ただし、増築、建物と一体となっていない家電、家財道具、外構工事等は対象外とする。 ア 申請は1物件あたり1回とする。 イ 空き家の改修は、和歌山県内事業者に委託すること。 ウ 空き家の売買又は賃貸借契約の締結は、和歌山県内事業者が仲介に入ること。ただし、無償譲渡・無償賃貸の場合を除く。	3分の2 （限度額100万円）千円未満の端数は切り捨てた額とする。

別表第2 交付申請書の添付書類の様式等（第6条関係）

書類	様式
事業計画書及び収支予算書（変更事業計画書及び変更収支予算書）	様式第2号
移住者の住民票の写し（湯浅町の住民票。移住がまだの場合は実績報告時の提出可）	
見積書の写し	
写真（現況がわかる写真）	
平面図（改修部位を明記したもの）	
直近1年の課税（非課税）証明書	
売買又は賃貸借契約書の写し	

建物及び土地の登録事項証明書の写し（売買契約を締結した場合のみ。空き家所有者が申請する場合、実績報告時の提出可）	
同意書	様式第 3 号

別表第 3 実績報告書の添付書類の様式等（第10条関係）

※交付申請時に提出した書類と重複する書類の提出は不要

書類	様式
事業報告書及び収支決算書	様式第 8 号
移住者の住民票の写し（湯浅町の住民票）	
平面図	
売買又は賃貸借契約書の写し	
完成写真	
領収書の写し	
補助金振込先の口座情報がわかるもの（通帳の写し等）	